

船舶事故調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年10月18日 16時15分ごろ
発生場所	大分港乙津泊地 大分港乙津東防波堤灯台から真方位180° 1,270m付近 (概位 北緯33° 16.0′ 東経131° 39.8′)
事故の概要	貨物船 ^{エスエムスリー} SM3は、右回頭中、着岸中の貨物船 ^{せいりょう} 誠綾丸に衝突した。
事故調査の経過	令和2年11月5日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 SM3（大韓民国籍）、1,493トン 9041899（IMO番号）、DONGHA SHIPPING CO., LTD B 貨物船 誠綾丸、287トン 142511、三和海運有限公司（船舶所有者）、日誠海運株式会社（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	A 船長A（大韓民国籍）、免状不詳 B 船長B、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	A 左舷船尾部外板に擦過傷 B 右舷船首部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	A船は、船長Aほか9人（大韓民国籍1人、インドネシア共和国籍3人、マレーシア籍5人）が乗り組み、乙津泊地西側の岸壁（以下「本件岸壁」という。）に右回頭して左舷着けで着岸する目的で、乙津泊地を南進した。 船長Aは、機関操作に機関長、手動操舵に航海士をつけて操船指揮に当たり、本件岸壁の南側に着岸中のB船と同船の船首方約170mに着岸中の船舶との間に着岸するため、B船の東北東方約180mのところまで右回頭を始めた。 船長Aは、本件岸壁の南東方沖で、港長の指示で過去に着岸したときよりも本件岸壁寄りに右舷錨を投じた際、B船との距離や位置を確かめずに過去と同様に操船して右回頭を続けたところ、A船の左舷船尾部が本件岸壁の南側に接近し、B船の右舷船首部に衝突した。 船長Aは、過去に5回ほどA船を本件岸壁に着岸させた経験があったが、事前に従来よりも本件岸壁寄りに投錨する位置と付近に着岸している船舶との距離や位置を考慮して操船方法を検討しておけばよかったと本事故後に思った。

	<p>B船は、船長Bほか4人が乗り組み、本件岸壁の南側に左舷着けで着岸し、荷役を行っていたところ、A船が衝突した。</p>
分析	<p>A船は、本件岸壁に左舷着けで着岸する目的で右舷錨を投じて右回頭する際、船長Aが、本件岸壁の南側に着岸中のB船との距離や位置を確かめていない中、過去よりも投錨位置を本件岸壁寄りとしたものの、過去と同様に操船して右回頭を行ったことから、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、着岸中、A船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が本件岸壁に左舷着けで着岸する目的で右舷錨を投じて右回頭する際、船長Aが、本件岸壁の南側に着岸中のB船との距離や位置を確かめていない中、過去よりも投錨位置を本件岸壁寄りとしたものの、過去と同様に操船して右回頭を行ったため、B船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投錨して回頭しながら着岸する際は、事前に投錨位置と着岸する岸壁や付近に着岸している船舶との距離や位置を考慮し、着岸している船舶と安全な距離を取った操船方法を検討したうえで操船すること。